

長野県佐久医療圏地域医療構想調整会議開催要綱

(趣旨)

第1 佐久医療圏における地域医療構想の策定及び実現に向けた取組について協議、検討するため、長野県佐久医療圏地域医療構想調整会議（以下「調整会議」という。）を開催する。

(会議事項)

第2 調整会議は、次の事項について、意見交換を行う。

- (1) 長野県地域医療構想の策定に関する事
- (2) 地域医療構想の達成の推進に関する事
- (3) 地域医療介護総合確保基金の県計画に盛り込む事業に関する事
- (4) 医療及び介護の体制整備に関する事
- (5) 医療提供体制の確保を図るための方策に関する事
- (6) その他必要と認められる事

(構成)

第3 調整会議は、36人以内で構成する。

2 調整会議は、医療関係者、関係団体の代表者、住民代表、医療保険者及び市町村長等のうちから会議事項の内容に応じ、佐久保健福祉事務所長（以下「所長」という。）が出席を依頼する。

3 所長は、必要と認めるときは、前項以外の関係者の出席を求めることができる。

(座長)

第4 調整会議に座長を置く。

2 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する構成員がその職務を代理する。

(その他)

第5 この要綱に定めるもののほか、調整会議に必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年12月28日から施行する。